令和2年度第3回埼玉県ケアラー支援に関する有識者会議

日 時:令和2年11月26日(木)14:00~16:00 場 所:さいたま共済会館501・502会議室

発言者	発言要旨
事務局	ただいまから、「令和2年度第3回埼玉県ケアラー支援に関
(地域包括ケ	する有識者会議」を開会させていただきます。
ア課 草野副	私は、本日司会を務めさせていただく、地域包括ケア課副課
課長)	長の草野でございます。どうぞよろしくお願いします。
	まず、お手元にお配りした資料を確認いたします。
	①配布資料一覧
	②会議次第
	③委員名簿
	④座席表
	⑤資料1-1ケアラー及びヤングケアラー実態調査の結果につ
	いて
	⑥資料1-2埼玉県ケアラー支援計画のためのケアラー実態調
	査結果
	(地域包括支援センター)
	⑦資料1-3埼玉県ケアラー支援計画のためのケアラー実態調
	查結果
	(障害者相談支援事業所)
	⑧資料 1 − 4 埼玉県ケアラー支援計画のためのヤングケアラー
	実態調査結果
	⑨資料1-5埼玉県ケアラー支援計画のためのケアラー実態調
	查結果 (周本四件)
	(関係団体)
	⑩資料1-6県政サポーターアンケート「ケアラー及びヤング
	ケアラーについて」 ① 資料 1 - 7 ヤングケアラーに関するアンケート結果
	(スクールソーシャルワーカー)
	(スクールソージャルソーカー) ①資料2-1埼玉県ケアラー支援計画(素案)の概要
	世貝代と「「埼玉宗ソナノ―又抜計画(糸采)の佩安

- ③資料2-2埼玉県ケアラー支援計画(素案)
- ④資料3 埼玉県ケアラー支援計画策定スケジュール以上、14点でございます。不足はございませんでしょうか。

本日御出席の委員の皆様は出席者名簿をもって御紹介とさせていただきます。

なお、堀越委員、滝澤委員については、本日WEBでの御出席となっております。

どうぞよろしくお願いします。

廣澤委員については、本日所用につき欠席との御連絡をいた だいております。

次に、本日の会議に出席している職員を紹介させていただきます。

はじめに、福祉部地域包括ケア課

課長の藤岡でございます。

障害者支援課の黛課長でございます。

こども安全課の岩﨑課長でございます。

教育局人権教育課の阿部課長でございます。

教育局生徒指導課の田中主幹でございます。

事務局職員の紹介は以上でございます。

次に、会議の公開についてですが、県では、外部の委員の皆様を含めたこのような会議につきまして、御検討いただく内容が個人のプライバシーを侵害するおそれ、あるいは、特定の者に不利益を与えるおそれがあるなどの場合以外には、原則として公開することといたしております。

本日の会議の内容については、非公開の事由には当たらないものとして公開とし、会議資料は会議終了後速やかに、会議の議事録は後日、ホームページで公表させていただきますので、御了承ください。

また、記録のための録音及び写真撮影及びテレビ取材を行い ますので御了承ください。

なお、本日の傍聴者は9名いらっしゃっていますのでご報告 いたします。 次に「議事」にうつらせていただきます。

以後の議事進行については、石山委員長にお願いしたいと存 じます。

石山委員長、よろしくお願いいたします。

石山委員長

それでは議事に入ります。

- (1) ケアラー・ヤングケアラー実態調査等の結果について 及び
- (2) 埼玉県ケアラー支援計画 (素案) について 事務局から一括して説明をお願いします。

事務局

(地域包括ケ ア課石井主 幹)

それでは初めに「ケアラー・ヤングケアラー実態調査等の結 果」について報告いたします。

(資料1-1、資料1-2、資料1-3、資料1-4、資料 1-5、資料1-6を説明)

事務局

(生徒指導課 田中主幹)

(資料1-7を説明)

事務局

ア課石井主 幹)

次に議事の2つ目「埼玉県ケアラー支援計画(素案)」につ (地域包括ケ | いて説明いたします。

(資料2-1、資料2-2を説明)

石山委員長

ご説明ありがとうございました。

大変膨大な資料のご説明をいただきましたが、まさに、6月 にこの会議が始まり、7月から8月にかけて調査票作成を皆様 のご議論のもと進め、本日は調査結果と計画案をお示しいただ きました。

今回の会議につきましては、この調査結果及び計画素案につ いてご議論をいただくのですが、実際にこの計画についてご議 論いただくのが今回までということになります。

そこで、事務局から資料3のスケジュールについてご説明い ただいてもよろしいでしょうか。

事務局

(石井主幹)

ありがとうございます。資料3をご覧ください。

この資料は第1回の有識者会議でお示ししたものを一部修正したものです。

第1回有識者会議が6月8日、第2回有識者会議が8月6日 に開催しておりまして、その後実態調査を実施し、集計分析を 行ってまいりました。

本日の有識者会議以後、12月下旬に社会福祉審議会において、本計画をまとめた骨子という形で報告する予定となっております。その後、1月から1か月間県民コメントを実施いたします。逆に考えますと、県民コメントを実施するためには、本計画素案につきまして12月上旬から中旬までには、内容を確定して、印刷する必要がございます。

なお、2月以降でございますが、県民コメントをとりまとめた計画案をつくりまして、第4回有識者会議で説明の上、議会への報告という予定となっております。

以上でございます。

石山委員長

ご説明ありがとうございました。説明のとおり、かなりタイトなスケジュールの中にあるということですので、まさに今日有識者の皆様にご議論いただくことが、非常に重要になって参ります。

そこでぜひとも闊達なご議論いただければと思います。

(リモート参加委員から聞こえていないとの指摘とやりとり)

石山委員長

時間が経過しますので、事務局は同時並行で調整をお願いいたします。

(議論再開)

それでは議論に入っていきたいと思いますけれども、調査結果それから素案に関してご質問ご意見等ございましたら適宜挙手をしてご発言していただきたいと思います。

いかがでしょうか。

はい。澁谷委員お願いいたします。

澁谷委員

発言させていただきます。

今回の調査、本当にしっかりとした調査で、そしてその後にそれに基づいた計画をここまで作られたということに本当に敬意 を覚えました。本当に皆さまお疲れ様でした。

そこで、今回大きいと思いますのが、自分がヤングケアラーだと認識する高校2年生が4.1%もいたということです。 ヤングケアラーという言葉が知られていない状況において、初めて見る言葉で、でもこれは自分だと思った人がこれだけいたというのは大きいと思います。

その上でスライド資料 1 - 4 の 2 O を見ていただけますでしょうか。

この20といいますのは、ケアを手伝ってくれる人について表が出ているところですけれども、ケアを手伝ってくれる人で「母」が1,083人いたということですね。1,969人の内1,083人いたということは、おそらく家族の中にケアラーが複数いる状態で、高校生がやっているということが伺えると思います。ヤングケアラーのなかで割と補助的にケアラーになっているという人達をかなり捉えることができた。その一方でかなり重い立場にいたという人もいるということが明らかになっています。スライドでいいますと、この一番下のところ、ケアを手伝ってくれる人が「誰もいない」138人、この人たちはすぐに何らかのサポートが必要なのではないかと思います。

その次にスライド16です。

スライド16は「平日のケア時間」と「ケア内容」というものです。ここで60%のところで縦の線を引いて見ると、「金銭管理」、「家計支援」、「医療的ケア」とか、ケア時間が長い人ほどやっているケアのタイプがあるということが明らかになったわけです。それを「ヤングケアラーが行っているケアの内容」を示したスライド13と比べてみますと、全体的にこの「金銭管理」、「家計支援」、それから「通院介助」、「医療的ケ

澁谷委員

ア」をやっている人は少ない。だけどケア時間が長い人はそれをやっている、というのがはっきりと出たと思います。

つまりこれはどういうことかというと、今後支援をしていくにあたってこういうタイプのケアをしている子は、おそらく長いケア時間を費やしているだろうと考えて対応していく必要があるということでもあると思います。

もうちょっと話しても大丈夫ですか。

スライド8枚目を見ていただけますでしょうか。

この8枚目は被介護者の続柄を表しているのですけれども、私が問題を感じますのは、祖父母をひとまとめにしているという点です。これまでも私が調査をしてきた結果によりますと、祖母というのは、元気なうちは母に代わるような働きを家の中でしていることが多いです。つまりケアの担い手として、祖母が機能していることもとても多くて、そしてその祖母が要介護状態になったことで、子供がかなり大きな役割を果たすということが多いように感じています。

まとめる時に、祖父、祖母は分けるべきじゃないか、曾祖父は一緒にしてもいいかもしれないんですけれども、これが非常に気になったところであります。

そのことによって子どもにかかってくる影響がおそらく違うと思われるからです。

それから、ヤングケアラーが望むサポートのところですね。 こちらスライド32。思ったよりばらつきが出たなといった感 想ですが、ただこれでも10%のところで縦に線をひいてみて いただきますと、やはりひっかかってくるところがある。それ こそ「困った時に相談できるスタッフや場所」、それから「信 頼して見守ってくれる大人」という、ここで10%のところで 引っかかってくるものを中心に優先的に対策を行ってもいいの かなと思いました。

以上です。

石山委員長

ありがとうございました。データの解釈それから緊急性のある介入の必要な群というものが見えてきたと思います。

他いかがでしょうか。

林委員

同じく私もこの調査は色々な面で多くのデータがあるので、 すごく有意義な調査になったなとの感想を持ちました。介護保 険ができて20年経ち、地域包括とかケアマネジャーという名 前はかなり浸透したと思います。一方、これまでもケアの困難 に関しては調査されていたんですけれども、身をもってそれが 十分ではない、真に十分ではないと感じていました。今回は多 様なケアに関し、高齢者のケアや障害者のケアも含め、そうい うところが明らかになったと思っています。

計画素案の33ページの、ヤングケアラーから求められている 支援の中で、「病気や障害をわかりやすく説明してもらえるこ と」がありましたが、特に小さいお子様は自分の行いが悪いが ために親が病気になってしまったんじゃないかと自責の念を抱 えている人もたくさんおりますので、まあ高校生はその時期は 過ぎているかもしれませんが、やはり状況をきちんと知るとい うことはとても大事なことかなと思っています。

それからですね。

専門職の家族支援というところでは、この報告書の35ページですけれども、なかなかやはりその認知、ケアラーについてもヤングケアラーについても、医療専門職なども十分理解していないというところがありますので、この人材育成については非常に大事な視点であると思いました。

それから家族支援というところもなかなか教育の方が十分でないところもありますので、家族全体を見ていくというところでは、保健医療福祉の部分でも十分に教育していく必要があるなと思ったところです。

またちょっと話はずれてしまうかもしれないんですけれども、やはり高齢者と子どもの世代間交流も非常に重要だと言われていますので、世代間交流の視点もどこかに入れていただけるといいかなと思ったところです。

事務局の方は各部から関係課長が出席され、横串を刺すような支援が行われるのかなと思い非常にわくわくするような思いでいるのですが、専門各部が集まることもそうそうないと思いますので、何か年に1回ぐらい情報交換会みたいなものも企画

林委員

するとか、そういう横串の交換会みたいなものも必要でないか なと思いました。

簡単ですが以上です。

石山委員長

ありがとうございました。あのデータをご覧になっての課題 意識とそしてご提案ですね。最後のところはご提案ということ でいただいております。

専門職についての教育も、やはり特に高齢者に関しては埼玉県、かなり早いスピードで変化をしていくということがありますので、この変化にどれだけ対応していけるかということもこのケアラー支援に関しては非常に重要なポイントになってくると思いますので、計画のPDCAをしっかりと回すということはもちろん、そのスピード感に対応していくことも重要になると思いますので、ぜひお願いいたしたいと思います。

では、他いかがでしょうか。飯田委員、お願いいたします。

飯田委員

はい。高等学校長協会の立場で申し上げますと。最初に澁谷委員のほうからもおっしゃっていただきましたが、資料1の1の1番下に出ておりますけれども、県内国公私立高校2年生55,772人で学校を通じて調査をして86.5%の回答でした。私はこういう調査になれていないので、約15%も回答していないのかって怒られるかもしれませんけれども、ちょうど今年はコロナの関係もありまして、夏休みが短く、その短い夏休みも色々とやることがありまして、その直前あたりが多分学校で調査した時期だったと思うんですけど、よく回答していただいたなと。手前みそになりますが、それはよかったなと思っています。こういう時は事務局を褒めてはいけないかもしれないのですが、人権教育課長、地域包括ケア課長の両課長が校長会理事会にまで出向いていただいて、直々にご説明いただいたということが大きかったのかなと思っております。

中身の方ですけれども、これはですね、資料1の4のヤングケアラーの中の図表、スライド32の一番下のところですが、「学校生活に影響なし」41.9%となっておりますけれども、わたくしも普段近くに生徒と接していて感覚的なもので申し訳な

飯田委員

いのですが、高校2年生でこういう調査をすると、私は影響が ないと答えがちになると思います。

ゆえに、41.9%をそのまま鵜呑みにして、高校生に対してはヤングケアラーについては何もしなくてもいいのかなと考えないほうがいいのではないかと。特に、高校2年生は、自分を持ち上げて引き上げて無理して答えているところがあると思いますので、そんな認識をしていただければと思います。

素案でもいくつかもう施策がでておりましたけれども、今回 の調査で学校現場でも他の学年の先生方もこんなことがあるん だとか、ヤングケアラーについても非常に刺激、影響が大きか ったというふうに感じております。

もっと学校現場において、こういった考え方などを取り入れていただいて、ヤングケアラーはこんなにいるわけですので、 支援につなげていってもらいたいなと思います。 以上です。

石山委員長

飯田委員、ありがとうございました。まさに日ごろから高校 生に接している現場感覚というところで、データの読み方を教 えていただきました。ありがとうございます。

その通りかなというふうに思っておりまして、データそのままではなくこのデータが意味するところという名の背景も見ながらですね、解釈をして施策につなげていくという必要性があろうかと思います。

委員の方々からご議論がたくさん出てきそうな雰囲気になっているところ水を差すようで大変恐縮ですが、1時間経過しましたので、コロナの感染予防のため、ここで休憩の時間をとらせていただき、換気をさせていただきたいと思います。

それでは15時10分から再開をさせていただきたいと思いますので10分間の換気の時間とさせていただければと思います。

よろしくお願いいたします。

(休憩)

(会議再開)

それではお時間になりましたので、再開させていただきたいと思います。

改めまして、よろしくお願いいたします。

議論を再開して参りますが、リモートでご参加の堀越委員、 滝澤委員につきまして、あまりお顔がこちらから小さくて見え ない状況なので、挙手いただいても見えないので、ご発言があ るときはミュートを解除していただいてお声をだしていただけ ればと思います。

堀越委員

ありがとうございます。

石山委員長

では堀越委員お願いいたします。

堀越委員

短い期間にこうやってまとめていただいてありがとうございます。ただいくつか気が付いたことがあって、一つは、ケアラー支援とは何かの理念的な理解を十分にもう少し共有する必要があると私は思いました。

なぜかというと、例えば、資料2-2の27ページの分析を見ていただきたいんですけれども。

資料2-2の27ページをみますと、関係団体を対象とした ケアラー実態調査のところの2番で、ケアラーに求められる支援なんですが、これケアラーが求める支援なんですね。

ケアラーご自身に必要となる支援は何ですかって聞いているので、ケアラーが求める支援です。2のところの5行目に、自身の健康等によりケアの対象者への気づかいを優先する傾向があらわれていますという書き方がしてあるんですけれども、これは全く逆の分析が必要だと私は思っていて、つまり日常的にケアの対象者への支援や社会的受け皿が不足しているために、ケアラーは、緊急時や親亡き後への不安を抱えたまま自身の健康について後回しにして暮らさざるを得ない。

ここは自身の健康よりケアの対象者の気づかいを優先する傾向っていうんじゃないんですね。つまりそのケアをしている相手へのサービスが足りないということが表に出るべきであって。 ということがひとつ。

堀越委員

分析をする時にケアラー支援ではない分析になってしまっているなと思いました。

それからもう一つ、これは全体としてなんですけれども、 ケアラー支援を、ケアラーの直接支援についてここで考えるの がケアラー支援だと思っていて、ケアしている相手を支援する ことで間接的に支援するっていうことが今回の条例の目的では ないと私は思っています。

確かにケアを必要としている本人への支援が不足していることがケアラーの生活上の困難の要因となっているっていうことは、今回の実態調査からわかっています。そうであれば、サービス不足がケアラーの生活上の困難の要因となっているっていうことを明らかにした上で、ケアをしている相手へのサービスを強化するとかですね、そういうことを書くっていうことが必要だと思っています。

つまり、ケアラーの直接支援ということと、ケアをしている相手への支援ということを、両方を今回の計画に書くのであれば、サービスが足りないということを明確にしたうえで書かないと、ケアをしている相手への支援をすればケアラー本人の支援となる、という風に誤解されるのはとてもまずいということが全体的な課題としてあるのかなと思いました。

もう一つは38ページからですね、今の2-2の38ページ あたりから課題の整理がされているんですけれども、これは調査で浮き彫りになった人数とかケアラーの求めている支援の内容を受け止めて対応をするという割には、まだなっていなくてもう少し見ることが必要だと思います。

今日は素案なので、もちろんこれでよかったのかと思いますが、回答の内容を受けとめて対応するものには、課題の整理がなっていないので、その後も、支援体系、政策体系にも反映されていないという部分がかなりあるのではないかと思っています。

現行の施策の中に落とし込めるような、課題の整理というふ うにちょっと見えるわけですけれども、関連ありそうなものを

堀越委員

並べているということで、関連があるということでこれが全部 ケアラー支援だと書いてはいないんだと思うんですけれども、 この関連がある、今やっている施策をケアラー支援とするため には、どういう新しい要素が必要なのかということが大事にな りますし、それからもしも調査結果を受けるとすれば、緊急時 対応とかケアラーの健康管理とか、それからコロナのもとで浮 き彫りになって受け皿を含めて地域の資源整備とか、相談だけ ではダメなんですよね。

そういうことがきちっともう少し書かれる必要があるかなと 思います。

とりわけ相談のあとのアセスメントをして支援計画を立てるっていうところがないと、聞いてくれるだけだなということになってしまうのでそれが必要だし、例えば今ダブルケアの対応をしていると書いてあるんですけれども、本当に求めていることは、一つの窓口で全部相談を受けてもらえるとかですね。

高齢者ケアと育児の相談を受けてもらえるとか、それから特養の入所に対して、例えばダブルケアとかヤングケアラーだったら家庭の状況も探るとかですね。

そういうことも含めて、新しいのが出てこないと本当のケア ラー支援にはならないんじゃないかなと思うので、そこについては、今日全部読みきれませんでしたので、素案に対してもう少しよく読んでですね、後でご意見を申し上げたいと思っています。

以上、大きな懸念についてだけ申し上げました。

追加でもう一点だけ。

今申し上げたことを進めるには基本方針をもう少しきちっと書 く必要があるんじゃないかなというふうに思っています。

私が配布してくださいとお願いした図がみなさんのお手元に届いているので、ちょっと見ていただけますか。

ケアが必要な人への支援法だけではなく、ケアする人に支援 法が必要という図なんですけれども、ケアラー連盟でよく使っ ている図で、つまり右側についてはケアが必要な人、左側はケ アをする人で、右の人については、さまざまなサービスや権利 についての法律や条例ができてきていると。

堀越委員

ただケアする人については、ケアをすることについて相談をしてもらえるとかですね、そういうことはあるんだけど、左側のガラガラと崩れてしまっている仕事とか学業とかこっちについての相談にも乗ってもらいたい。ということなので、これまでにいろんな相談窓口ではここはなかったんじゃないか、あるいはこれを解決する計画までアセスメントまでなかったんじゃないかというので、これをつけていただきました。

基本方針については、ヤングケアラーのほうは割と書かれていると思うのですが、例えば、基本方針のところに、ケアの責任を有していないほかの子供と同じライフチャンスをもって心身の健やかな成長や発達が図られるように、早期発見や支援ニーズを特定するアセスメントや柔軟な教育の機会、サポートの提供が不可欠ですとか、それをするためには子供が抱えるニーズを家庭の中でとらえて家庭においてヤングケアラーのケアの作業や責任を減らすことが重要だとか、いくつか基本方針をもう少し練ってもいいかなと。

今回ケアラーの方は考えがまだ及んでいないんですけれども、 一応考えたこと申し上げました。

石山委員長

堀越委員どうもありがとうございました。非常に大きなポイントを3点おっしゃってくださったと思います。

この条例の支援の対象者は誰なのかということ、ついつい今までの制度からいくといわゆる障害のある方であるとか、要介護者というところに目が向きがちなんですけれども、そうではなくてケアラーそのものを支援していくということ、これをしっかりと軸に置かなければならない。

わかっているようでいつの間にか視点が逆転してしまうと。これが例えばその相談窓口の人達がしっかりと思考の転換していないと、相談が効いていかない、効果が出ていかないということ。

それから先ほど林委員からあった専門職の教育のところ。

どうしても今ある例えば介護保険法であるとかそういったところについては、アセスメントシートが介護力というふうにしか書いていないので、最初から家族等を介護力としてみてしまう傾向がありますので、きちんと関わる人たちの思考が転換されなければならない。そういったところをやっていくためにはつまり案のところ、計画案のところからしっかりそれを明示しなければならないということの示唆だったと思います。

それから課題の設定について再度確認すべきであるというよう なことがありました。

課題の設定が違っているとその後の展開がやはりうまく運ばないということですね。

こういう具体的なものに落とし込んでいく必要性があろうかということですね。

相談をするだけではなくて、アセスメント、課題分析につなげないといけないと。

そうするとつまりさきほどの澁谷委員がおっしゃってくださったようなデータから読み解いて課題分析シートみたいなものをケアラー専門のものを作ることができるということもあると思います。

何をケアしていますかということをお聞きすることによって、標準的にやっているケアの時間がだいたいここから見えてきました。なので、そのケアの重さをだいたい計りながら相談に乗ることができると。

そういったことが今回の調査結果をもとにしながらシート作成をやるとか、そういったことができるんじゃないかと思います。

それからですね、基本方針をきちんと書く、こういったところ もですね再度確認をしていただければというふうに思います。

ただ、非常に短い期間の中で大きなところになりますので是非 ともこの委員会だけではなく、かなり期間が短くて大変かもし れませんけれども事務局の方では、委員の皆様から今後数日間 ご意見聴取の時間をぜひ設けていただければというふうに思い ます。

それでは他の委員の方々のご意見、頂戴したいと思います。 有井委員。お願いいたします。

有井委員

有井です。

とてもタイトなスケジュールの中、ここまで作っていただいて、県民の1人としてとてもうれしく思います。

全くなかったというわけじゃないと思うんですが、ケアラー支援に関してどうやって進めていこうかっていうことで、その中で考えてようやくここまでたどり着いたこと自体に私はとてもうれしく感じます。

先ほどの委員の話と重複する部分があるかもしれませんが、 具体的にどんなふうに支援として入れ込んでいった方がいいの かという一つの案というか、私なりの考えとして、この資料2 -2の50ページ、県の主な取り組み支援の一番に認知症の方 や高齢の方をケアするケアラーへの支援と書いてあるんです が、ショートステイやデイサービスの活用など一時的に休息と 書いてあるのですが、既に介護保険制度の中で行われているこ とが書いてあるので、私はちょっともう少し工夫がほしいなと 思いまして、できれば生活援助など同居者がいたら使えません と言ってくる自治体もいらっしゃると思うので、そういったと ころをもう少しその柔軟に、地域ケア会議等でも話し合って入 れてもいいと思うのですが、柔軟にその介護保険サービスが使 えるよう市町村の方に、ぜひとも県の方からケアラー支援とし て、働きかけていただきたいと思います。

そういう文言がここに入っていただければ、ケアマネの方々もケアラー支援の視点ということでより 関わりやすいのかなというふうに感じます。

もう一つですね。

今回この支援計画の策定に当たり、色々とヒアリングやアンケート等を行っていたと思います。資料1の4のスライド19、ヤングケアラーがケアをしている理由で「ケアをしたいと自分で思った」という回答がありました。純粋にすごいことだなと思うんですが、私自身はそのケアはケアラーが1人でする

有井委員

ものではないと思っていて、ケアを受ける側がいてケアをする側がいて、それが両輪になって生活、人生というものがあると思うんです。今後、是非とも実態調査アンケート等をする際には、ケアを受けている側の方の思いも組み込めるように調整していただければと感じます。 以上です。

石山委員長

どうもありがとうございました。先ほど今ある制度を生かしてですね、介護保険制度の本人介護の家族同居の生活援助、これ国からのですね通知が出ておりますけれども、どちらかというと家族がいるという家族構成という外形的要因から判断されることが多いと思うんですけれども、家族の機能というものに着目して必要性があるならば、市町村のほうで判断をしていただきたいというようなご意見ですね。

もう一点は今後の調査の機会があれば是非とも介護を受けている側の調査を入れていただきたいことでした。

ありがとうございます。他いかがでしょうか。 では長谷部委員お願いします。

長谷部委員

地域包括支援センターの立場からということでお話をさせてい ただきます。

今回このアンケートを取るにあたって対象の選択というのは、とても私たち迷いました。地域包括支援センターが最初に関わって、その後ケアマネジャーさんにお願いをする流れでやはり要介護度が重くなる方も多い中で、どういう方を選んだらいいかといったところで、遠くにいらっしゃるご家族が支援しているケースであったり、老夫婦世帯であったり、8050のような状況で介護してお仕事をやめざるを得ない方であったりとか色んな方を対象にアンケートをさせていただきました。市内の他の包括支援センターにもお願いして、同様な回答がというと思うのですけれども、もしかするとケアマネジャーさんを対象にしたら、少し違う回答が出たのかもしれないとも思うのですが、やはりケアの年齢であったりとかケアの頻度であったりというところでは、軽い重いに関係なく、やはりケアラー

長谷部委員

として存在しているといったところで、それぞれの皆さんの認識の中でご負担がかなり大きくなっているのかなと痛感しました。

自由意見の中に私はすごく心に残る言葉がたくさんあったと思いまして、素案の中にこれを入れ込んでいくのは難しいことだとは思うのですけれど、自由意見を書くってすごく勇気がいることで、丸をつけるだけのアンケート以外で最後の自由意見に一歩踏み込んだ自分の意見をかくというケアラーさんの思いをなんとかくみ取ることができるといいなというふうに思いまして、そのことが網羅された中での課題っていう。先ほど堀越先生もおっしゃっていましたが課題を簡潔に書くというところも大事なのかもしれないですが、なんかもうひとひねりある課題の出し方のほうがいいのかなと私が思った所感です。

今後のことということでは、やはりここでも介護者サロン・カフェ、初めて聞く言葉でしたという自由意見があったりとか、実際にやっている地域包括支援センターがたくさんあってもやはりなかなか機能できない、機能していない、普通の日の日中にやっているとなれば、実際に働いている家族はなかなか参加できなかったりとか、地域包括支援センターも限界があってひと月に一回ぐらいしか開けないとか、そんな中でほんとうに介護、ケアラーのかたがご自分のことを言えるのかなという環境。

これは開催していくことでどのように展開していけばいいのかなといつも悩みます。

実際私どもの地域包括支援センターでも、今まさしくやっているんですが、認知症カフェもそうですが、さまざまな団体が工夫してやっていく中で、やはり地域包括支援センターだけでは限界があって、本当に地域のみなさんが協力体制とか色んな団体の方たちとの横のつながりがないと、こういったケアラー支援というのは本当にできないというふうにつくづく感じております。

ケアマネジャーや地域包括支援センターに学ぶ機会をという ことで今動き出していまして、実際ウェブセミナーとかもあっ

長谷部委員

て、堀越委員の話を私もしみじみ聞かせていただいただいたんですが、学ぶ機会は多く、私たち専門職でさえ今まで介護者という言い方をしてきましたので、ケアラーという言葉を普通に使う、日常に使うような状況になるというのが3年後の目標であり、実際にその、先ほどもおっしゃっていましたようにケアを必要としている人に対してのケアではなく、ケアラーに対しての支援といったところでは、地域の方たちとのつながりをどういう風にとっていけばいいのかが課題です。

私たちは、地域包括支援センターの中で小学校や幼稚園など 色んな団体を集めた会議をしています。そんな中でいろんな話 題が出てくる。そういった方たちの会合による関係作りができ ることが何かケアラー支援につながっていかないかなというふ うに考えております。やはり縦割りではない横のつながりとい ったところで、先ほど林委員がおっしゃっていたように本当に 様々なところとつながるといったところで一歩踏み込んで書か れてあるといいのかなというふうに思いました。 以上です。

石山委員長

長谷部委員、ありがとうございました。

自由意見のところを活かすというのはなかなか量的に見えない ので難しい部分でありますが、おそらく計画をつくっていく時 に、これらを踏まえつつ参考になる部分があると思いますので そういった生かし方があると思います。

介護度とか介護量がケアラーの負担と比例するわけではないことなども非常に重要なポイントだと思いますので活用していければと思います。

それから地域包括支援センター、まさに今回調査のご協力いただいた視点と日頃の実践活動の視点で地域包括としてできることがあるんじゃないか、日ごろの活動の横の繋がりの中からケアラー支援ができるのではないか、ということがありましたので、是非ともこの後おそらく数日お時間いただけるのではないかと思いますので、その意見を地域包括としてこういうことができそうだといったご意見をちょうだいできればと思います。

ありがとうございます。 他いかがでしょうか。

平尾委員

連合埼玉の平尾です。

このたびこういった初めての調査結果を、特にヤングケアラーの貴重なデータを拝見させていただいて実態の深さを感じた次第でございます。

そんな中での19ページのところにケアしている理由は先ほど有井委員も少しこの点触れましたけれども、こちらの働く立場でいくと親が仕事で忙しいが一番だったというところを見た時に、一方で資料1-3の7ページ、スライドNo.7の就労状況を見ると、その割合が実は主婦ですとか、無職の方とか非正規雇用の方の割合が非常に多い。

これも多分、年をとってるわけではなくて、その現場の実態 から拾った数字だということで、なかなかそのヤングケアラー を例えば包括で支援するにしても、そこの家族とか、そこで働 いている方がいて、そういうその全体での意味を考えた時に、 そのケアラーの状況把握っていうのが、これは以前の会議でも 少し触れさせていただいたんですが、そういったところを見な いと、実際働いている側だとか、あるいは企業側の支援ですと か、我々も仕事と介護の両立みたいなことはやっていますけれ ども、実際そのケアラーというカテゴリーでなかなか見てない 部分も当然ありますので、当然資料2-2の38ページにある ような、孤立の防止の最後の行に、働き続けながらケアできる 環境の整備ということをしっかりとやっていく上では、ケアラ 一の側の調査についても今後やっていくと、もしかするとヤン グケアラーとの相関関係ですとか、そういったところもです ね、見えてきてさらなるケアラーへの対応も具体的な対策がで きるのかなというふうに感じたところです。

それから、ケアラーのところで一番心配しているのは、やはりその心身の健康状態のところです。アンケートの結果からも対策の優先順位をしっかりと見極めながら進めていく必要があると感じたところです。

以上です。

平尾委員ありがとうございました。

今後調査の面でそして対策の面でやっていくと良いというところ、それから優先順位を決めてやっていくというところ、ありがとうございます。

他いかがでしょうか。

リモートできちんとお顔が見えておりませんでした。失礼いた しました。滝澤委員お願いいたします。

滝澤委員

みなさんの今のお話、まず感想としてはこれだけのアンケートをまとめていただいて、一つケアラーという名称を聞いたことのなかった方にも届いたんではないかなというふうに思っています。

そのうえで施策のところなんですけれども、資料2-2の42ページのところで質問というか教えていただきたいと思っています。

(2)の支援体制のところの指標名なんですけれども、現状値がありまして目標値が置かれていますが、この現状値というものがワンストップ型相談窓口等々で設置をしている市町村と読み取りましたが、この24市町村はどなたがどのようなことをやっているのか知りたいなと思いました。

続けて、介護者サロンの50市町村の現状値というのも、どういう方法で調査されたのか。教えてください。

ワンストップで相談を受け付けてくださるという部分に関しては、この間コロナの問題で聴覚障害の方等々からマスクをされた中ではもう話していることすらわからない、自分たちはコミュニケーションもとれないというようなことを聞いたりもしておりまして、ワンストップの窓口について設置状況一覧のようなものが、もしご準備いただけるのであれば、今後の自分たちの活動の中でも使っていけると思います。これは希望ですが、よろしくお願いいたします。 以上です。

20

ありがとうございます。今滝澤委員からいただきました。ご質問2点ありますけれども、こちら事務局に回答お願いしてもよろしいでしょうか。

事務局

ご質問ありがとうございます。

(石井主幹)

先に二つ目の介護者サロンの関係ですが、民間支援団体が実施している介護者サロンの開催状況は概ね把握しておりましたが、そもそも市町村がどの程度やっているか、市町村の把握したものであることが確認できていなかったものですから、市町村に対して、介護者サロンの設置開催状況について照会を行いました。すべての市町村から回答いただき、介護者サロンは相当数あることがわかりました。ただし、参加者を認証症の方の家族とするなど、対象者を限定している介護者サロンも数多くあるのが実情でございます。

そういったところでの立上げの支援と、運営支援とそういった 対象者の拡充が必要であればそういう支援などもやっていかな くてはならないと考え目標値を設定しております。

またもう一つ、ワンストップの方なんですけれども、本来市町村の実情によって様々だなと思っております。いわゆる福祉関係全体を所管する課の場合やそうでない別の課を設定してそこが主体となってやっている場合もあると思っております。

小島委員が詳しいかと思われますので、さいたま市さんの実情 を教えていただければと思います。

以上でございます。

石山委員長

回答ありがとうございました。

小島委員のお名前がでましたけれども、いかがでしょうか。

小島委員

さいたま市の小島でございます。

今の事務局から質問があった件も含めて、私から4つほどご意 見をさせていただきます。

まず1点目ですが、素案の21ページと、22ページのグラフで少し気になった点がございます。

21ページの図23は地域包括支援センター、図24は障害者相談支援事業所の図になっています。

小島委員

それぞれがケアする時間、期間が20年以上という相談支援事業所を通じた回答もあれば、地域包括支援センターなども10年から20年、5年から10年というふうに比較的長期に渡っているというのが見受けられます。

先ほど澁谷委員からヤングケアラーの話の時にあったんですけれども、そもそもこのケアって抜け出すことができないのかということなんですね。

何が言いたいかといいますと、さきほど有井委員がおっしゃっていたように、これケアする人とされる人っていうのが、その両輪あるいはその生活の一部であるっていうのを、私たちは改めてこう認識をしなければいけないのかなというふうに思った部分なので、ここは整理が必要だなとは思います。

2点目ですが、22ページのケアによる就労の変化というところなのですが、変化なしとお答えされた方が50%いる反面、退職したり勤務時間を減らしたりなどの何かしら生活の変化を余儀なくされてしまった、というふうに感じられる結果となっています。もちろんここについては、労働政策の部門と連携していくことが必要だと思います。地域包括支援センターに相談して、労働に係る件については、労働の相談窓口に相談してください。と言われても、その方はどこに相談していいかわからない、逆に労働政策の部門からはご家族の介護ということになれば地域包括支援センターに相談してください。という流れにはなっていると思うんです。

何が言いたいかというと、変化なしの方はある意味で就業を続けられている理由で、各種サービスの利用とか家族のサポートとか、さまざまないわゆる市場のサービスみたいなものも含めて、うまくコントロールできている人もいらっしゃるのかなというふうに思った訳です。それでいいとかいうことではなくて、そういうコントロールができている人に対しては、ちゃんと情報が伝達されているからなのかなと思った、ということです。

次に3点目として、事務局からお話のあった42ページの件についてです。

先ほどのノンストップ型の相談窓口の設置や複合課題を調整 するチームの設置ということですけれども、まさにその通り

小島委員

で、これは批判的な立場とか消極的な立場の発言でないということを前提でお話をさせてもらいたいんですけれども、ケアラー支援の対象者は先ほど堀越委員からありましたとおり、ケアをする人ということなんですけれども、行政の施策の対象者は基本的にケアをされる人であることが多く、これに基づいてその所管とか所掌は決まっているんです。そのため、ケアをする人に対する支援となると、どうしても行政側からすると、高齢者をケアする人とか障害者をケアする人など、被介護者の視点になってしまう。私は高齢者施策を所管する職員ですけれども、高齢者のケアラー支援だから高齢者の所管課が業務をやってよというような話ではなく、どこの所管課にも対象者は存在するという意識が必要なんですよね。ケアラーは誰を相手にケアしているのかであって、そこはやっぱり、再整備する必要があるんです。

ワンストップサービスがどこで所掌しているかという話ですけれども、やはり市町村によって様々だと思います。そもそも持ってないところもあるかもしれません。

今申し上げたとおり、例えば高齢者に対するケアラーが高齢 者施策と捉えられてしまうと、子供のケアラー対応できませ ん。という所管課は当然出てこようかと思います。

そのために、この横断的な仕組みは非常に大事なことですし、 今回のこの素案は本当にすごいことだと感じます。

事務局のそれぞれの所管の方が来られていて、本当にすごいことだと思っています。

引き続き、4点目、素案の41ページです。

すべてケアラーが個人として尊重されて健康で文化的な生活を営むことができる社会の実現、これ素晴らしいと思います。 皆さんお気づきになっていると思います。さきほどの介護から抜け出せないんじゃないかというところとも関係あるんですけれども、もう誰もが介護あるいは介助を担う時代だということなんだろうと思うんですね。そういった時代が到来したということですよね。

しかしながら、これからはすべての介護を家族だけで担う時代ではない、介護サービスだったり地域の支えあいだったり助け合いを上手に利用することや、ご家族に急に介護が必要になったときに、ただちにケアをしなければならない状況が普通に

小島委員

あることなどの理解を地域に深めていく、あるいは広めていく、そんなのが必要なのかなというふうに思っています。

その部分この質問で、ケアラーという言葉を知っているか知らないかというすごい顕著なデータが出てると思うんです。 それぞれケアラーの認知度が低いので、前回の会議の中では、ケアラーウイークとかケアラーズデイであるとか、ケアラーの認知度を高めていく必要がまずあるのではなかろうかと発言をさせていただいて、埼玉県議会でもすごく造詣の深い先生からケアラーデイの創設についてご質疑していただいたのは知っています。そこで、福祉部長からの前向きな答弁があったということも知っています。

やはり埼玉県の事務局の皆さんは、非常にこのケアラーの認知度を高めていきたいという意識があるのだと思いました。以上でございます。

石山委員長

ありがとうございます。大変重要な視点だったと思います。 実際にこの計画を実行していく段階においては、今の行政施策 を生かしながらやっていくってことが現実的な路線になると思 うんですけれども、つまり先ほど堀越委員がおっしゃった支援 対象者は誰かということをしっかりと押さえつつも、現行の制 度を使っていくというふうになった場合には、やはり今ケアが 必要な人というところの部署の制度を活用しながら、しかし視 点としてはワンストップでケアラーを支援するんだというとこ ろにしっかり視点の移行をしていかなければならないというこ とですね。そういったところも見えてきたというふうに思いま す。

残りの時間はですね、もう議論の時間としては、あと7分程度 になったんですけれども、ここで本日ご意見いただいていない 委員から意見をちょうだいしたいと思います。 花俣委員よろしいでしょうか。

花俣委員

ケアラーということで非常に多岐にわたっておりまして、私 どもは、もともと認知症の人と家族の会という名称の通り、認 知症に特化した自助団体として家族本人の支援をして参ったも

花俣委員

のですから、そのケアラー全般の話となるとやや意見を出しづらいというところが、正直なところございます。

先ほど堀越先生からお話がありましたケアラー自身への支援、つまり被介護者への支援とは別だというお話があったんですけれども、これに関してですね、実は、昨年の6月に認知症施策大綱が設定されてそのあと認知症基本法というのは今、国会の方でまだ棚上げになっている状況なんですけど、その基本法の制定をみんなでもっと頑張って早く制定してもらいたいということで関係団体4団体やワーキンググループもお入りになって、集会を大々的に開きました。

その時に、当事者の方が、誰のための基本法かという原点をも う一度押さえてくれと。

明らかに本人のためのものだということをかなり前面に打ち出 されたんですね。

ところがですね、我々としてはもちろん本人と介護者の会ですから、本人のことをすごく大事には思っているんですけれども、もともと試案のプランにおいて4本目の柱に認知症の人と家族の視点の重視というのがきちっと置かれていたんですけれど、大綱になってから家族の視点を重視というところがなんとなく希薄になって認知症の人の介護者への支援という4本目の柱を実は切りとっているんですね。

介護家族が認知症の当事者であることの認識というのが、厚生 労働省の施策担当者の間でやや希薄になっているというふうに 私たちは大変危惧しています。

なので、今回のケアラー支援条例にはかなり我々も期待をかけ ているところです。

ただし、我々の活動というのは、困難を抱えている本人と、それから生活を共にする家族、その当事者を社会を動かして制度を変えてきたという歴史を考えれば、家族そのものも支援社会の重要な要素だというふうに思っていますので、ここのところですね、住み分けや線引をするかということは非常に微妙かなというふうに思っています。

花俣委員

ケアラーと呼ばれる、つまり、先ほどの14%しかその認識がないと言ったんですけど、認知症の人の数から言っても、ケアラーという言葉を知らなかったっていうのはちょっと違和感があったんですけど、どちらかと言えば我々はずっと介護者、介護者というふうに言ってきたので、その言葉のところで少し行き違いがあったのかなというふうにも感じてはいるんですけれども、いずれにしてもケアラーと呼ばれる場合は必ずそのケアを受けている方がいるからしてケアラーという呼び方をされるわけですから、やはり両輪というとらえ方を私たちとしてはしていきたいなというふうに思っています。

基本法が本人のためのあるべきことって言われた時に、本人と介護者とが対立軸になるような、そんな流れは極力さけたいし、今度逆にご本人さんたちが本人のために本人にフォーカスしてくれとあまりにも声高に叫ばれるのに対してケアラーは介護者の、本人ではなくて、要介護者のためではなくて、介護者のための条例なんですよということを 誤解の無いようにきちっと位置付けていかなくてはならないんじゃないかなというふうに、考えています。

いずれにしても具体的な施策のところにこう既存のものがたく さん入ってくるというのは、最初の一歩としてはやむを得ない のかなと。

それから、もちろん介護者のための支援ということの課題をこうやってアンケートでたくさん出てきたのもあるんですけど、 今度、例えばワンストップの相談窓口があるとか相談支援体制 をつくる時に受け手の側にも事情や課題がたくさんあると思う んですね。

例えば、他の部署において、その相談支援体制をきちっとできるだけの人的支援あるいはその予算がついているかと。 そういった課題について、もしこれを報告的にきちっとした形にしていくとするなら、そこの部分の課題もちゃんと精査していくべきというふうに今の時点では考えています。 以上になります。

花俣委員、ありがとうございました。それではですね、あと3 名の方、金子委員、石山委員、田中委員それぞれお聞きしてい きたいと思います。

では金子委員、いかがでしょうか。

金子委員

ちょっと時間がないようでありますが、実は皆さま委員の方に、二つばかりご意見いただきたいことがありました。 今日の傍聴でいらっしゃっている吉良県議から、9月定例会の 質問で二つご提案いただいています。

一つはケアラー週間ですね、2-2の46ページに、県の取り 組みの二つ目なんですけど、集中的な広報啓発期間の創設。 ケアラー週間を創設はどうかという話をいただきました。

私ども県といたしましては、週間もありますでしょうし、ケアラーデイという考えもあるでしょうし、ケアラー月間という考えがあるでしょうし、あまりデイとか狭めてしまうと私には市町村と一緒にやっていきたいという考えがございますので、あまりに狭めてしまうと市町村がやりづらいかなと思いますので、できれば月間という案はあるのかなとおもっております。もう一つ。

ケアラー手帳です。ケアラー手帳につきましては、ケアラー連盟の皆さんの方でも作製されているというふうにお聞きしておりますけれど、これはケアラー全体のものでありますとかヤングケアラー専用のものですとか、そういったものの必要性といいますか内容性といいますか、中身についてご意見等があれば、ちょっと今ここでご議論の時間をいただけないので、この後事務局の方に意見をお寄せいただけたらと思っております。以上です。

石山委員長

ありがとうございました。ケアラー月間それからケアラー手帳この二点について、この後ですね、おそらくメールでのやりとりであるとかそういったところでご意見をちょうだいできればとのことです。ありがとうございます。

では石山委員いかがでしょうか。

石山委員

社会福祉協議会ですから、私は支援機関という立場でこの会に 参加させていただいてるわけですけれども、社会福祉協議会が できること、この中にありますとおり、困窮者のための地域づ くりであり、生活困窮者のための就労支援また財政的な支援、 さらにいうと人材育成なんかも関わっていくことになるかと思 います。ケアマネジャーの養成などがその役目となるかもしれ ません。

ひとつだけ事務局に数値目標や考え方をお聞きしたい点があっ たんですけど、素案の23ページですが、人材の育成の部分 で、例えば目標値の3000であったりその下の1000とい う数字がありますけれども、この達成目標はどのように考えて 設定されているのか、うちはどこか担うことになるんだろうな と思っているんですけれども、その考え方を教えていただきた いと思っております。 以上です。

石山委員長

事務局お願いします。

事務局

(藤岡地域包 括ケア課長)

資料の2-2の43ページのケアラー支援を担う人材育成数と 3000人という目標値について説明させていただきます。 こちらにつきましては、地域の住民の中からケアラー支援の担 い手となり得る方が活躍してもらうことが重要だということ で、ケアラー支援の必要性の理解を促進して参加するきっかけ づくりにしたいというものでございます。

機械的ではあるのですが、市町村は63市町村ございます。 そちらから例えば担当課から1名、それから市町村社協からは 1名必ず受けていただくと。そのほか、包括支援センター28 3か所ございます。こちらからも、必ず1か所受けていただ く。それから、障害者支援相談事業所ですね、こちらの方にで すね、441か所ございますが、こちらからも必ずお1人は受 けていただく。これが1年間の数値になります。

これを足しますと、多分900弱ぐらいになると思うんですけれ ども、これを3か年度かけまして、おそらく3000に少し足 りないと思います。そのほかの研修等において、例えばですけ れども、小さいお子さんのいらっしゃる方、子育て支援センター等、ダブルケアの問題などもございまして、利用されるお母さま方もお父さま方もいらっしゃると思います。

そういったところが 500 以上ございますので、例えばこういったところに声掛けをする。そういったところからも、研修に参加していただくことによって、まさに 3000 人以上の方は育成できるという形で、積算しております。

事務局 (阿部人権教 育課長)

6番ですけど、ヤングケアラーのための教育福祉合同研修の受講者数ということで、対象となる県内141校を3年間分にわけて1年間47校ずつ、1校から1名の教員が研修に参加していただく。それと市町村立学校の教職員を東西南北それぞれの地区から、これは希望という形なんでしょうけれども、小中学校それぞれ4校から8校ぐらい出ていただく。

それから、市町村の福祉担当課や、地域包括支援センターも含めてなんですけれども、こういった福祉関係職員も、それぞれ市町村から出ていただくという形での研修会を、県内4地区で3年間取り組んでいく。1年間あたり330から40ぐらいの規模の受講研修受講者数を見積もっておりましてそれで1000人ぐらい。

趣旨は、例えば学校でそういうヤングケアラーと疑われる子どもをみつけた場合に、当然こちらとしては様々な研修を通してこういうふうな手立てがあります、こういう風にやっていくんでという説明はするんですけれども、実際に学校の教職員と福祉関係職員とそれから、市町村教育委員会の担当職員等が、グループワークの中でどのようなケア、どのようなヤングケアラー支援が必要なのかということを、例えば事例に基づいて、グループ協議をしてそれに有識者からご意見をいただく。そういった研修はできないかなと。

今までそうやって顔を突き合わせてやったことがないので、こういう新たなステージを作ってですね、検証していくというのも一つの方法かなと思い、考えた次第なんですが、これもまたこの考えにご意見があれば今後いただければというふうに思っております。

以上でございます。

石山委員長

はい。

石山委員よろしいでしょうか。

ありがとうございました。田中委員お願いします。

田中委員

埼玉県障害者協議会の田中でございます。

4点話をします。

まず1点目ですが、私は障害当事者ですので、資料の1の5の関係団体の資料の中で、2のケアラーが必要と考える支援のなかの、自由意見で、最後の意見が象徴的意見と思っています。短いので読んでみますと、「埼玉県においては、ケアをしている相手の相談支援体制が縦割りの作りのためケアラー支援が進んでいないように思う。若年性認知症の方が脳卒中の後遺症で高次脳機能障害になった方など介護保険サービスの利用が優先される。ケアしている相手への医療、保険介護、福祉の連携した支援体制を講じていただきたい。」

この意見は、ケアをされる側とケアする側両方を一緒に考えた 施策が大事といっているように思います。

そうような意味で、やはり基幹相談支援センターでのワンストップサービスをぜひとも実現して欲しいというのが 1 点です。

2点目ですが、ぜひこの計画の市町村への説明周知をお願いしたいということ。そのことによって市町村の施策の中でケアラー支援に対する施策も推進、加速するのではという気がします。

3点目として、計画を推進していくための予算措置をしっかりと講じていただきたいと思っています。これはやはり人とお金は施策を推進するエンジンになるかと思いますので、これをお願いしたいということと、

最後に4点目として、今、地域包括ケア課が担当ですが、課の中で計画を推進していくための連絡調整機能みたいなものをしっかりと位置付けて、人員を増やすなり担当制をしくなりして、この計画が、成果が上がるような体制づくりをぜひお願いしたいということです。

田中委員、ありがとうございました。

計画を実行していくための予算と人員配置等というところですね、大変重要なところかと思います。

それではですね、あらためてこの今日のご意見を取りまとめて、素案の方に生かしていくということになりますが、まだまだご発言なりたいことがあろうかと思いますので、どれくらいの期間でご意見調整が可能かというところ事務局の方にお伺いしたいと思います。

事務局

(石井主幹)

資料3の方でも説明させていただきましたけれども、この後、 県民コメントを通じて県民のかたにご意見を伺うための取りま とめをしていくところでございます。

その関係でですね、大変短い時間ではございますけども12月 1日までに各委員からメールにて意見いただければ、それに向 けて次の集約という形でやっていきたいと思います。

文章での意見照会という形で正式に依頼させていただきたいと 思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。 以上です。

石山委員長

はい、ありがとうございます。事務局の方から発信されますので、12月1日までに皆様ご意見をしていただければと思います。

そのあとなんですけれども、事務局の方では12月上旬から中旬にかけてこの素案を確定しなければならないというふうになっております。

つまり、毎回委員会を開いて確定していくというプロセスを経ることが、物理的にできないという状況がございまして、ここから先委員の皆様にご相談なんですけれども、委員の皆様からいただきましたご意見、そしてどのように素案に生かすかというあたりの調整なんですけれども、もしよろしければ私委員長と事務局の方にお任せいただこうということができませんでしょうか。

(了承との声あり)

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

では私と事務局の方で責任を持ってまとめて参りたいと思います。

では、その他の3として、事務局の方から連絡その他のことがあれば、おっしゃっていただきたいと思います。

事務局

(石井主幹)

その他、特にございません。

石山委員長

ありがとうございます。少し予定をすぎまして申し訳ございま せんでした。

皆様のご協力をもちまして非常に貴重なご意見がたくさん出た というふうに思っております。

6月に開始して、短期間の中で行ってきた中で、委員の皆様からおっしゃっていただいたように、ケアラー支援の第一段としては非常にいいものができてきていると思いますので、今後しばらく、是非ともご協力を賜ればというふうに思います。

ありがとうございます。では進行を事務局にお渡ししたいと思います。

事務局

はい。

大変ありがとうございました。

以上をもちまして令和2年度第3回埼玉県ケアラー支援に関する有識者会議を閉会させていただきます。

また、本日の議事録につきましては、事務局において作成後、 委員の皆様に確認をお願いいたしますので、よろしくお願いい たします。

次回有識者会議の日程につきましては、先ほど資料にありましたように、概ね2月頃、別途事務局から調整させていただきますので、ご協力をお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。